

【創業・連携組織の比較一覧】

	企業組合	LLP(有限責任事業組合)	株式会社【株式譲渡制限会社】
目的	働く場の確保、経営の合理化	組合契約・連携による営利目的の共同事業	利益追求
事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営	営利目的の共同事業 (例:共同研究開発、共同生産、共同物流、産学連携共同創業等)	定款に掲げる事業
資本金・出資金	出資1口の金額×組合員の持分	出資金額に下限の設定なし ※最低2円で設立可能	出資金額に下限の設定なし ※最低1円で設立可能
設立条件	4人以上の個人が参加すること	2人以上の参加、LLP契約書の作成・登記	—
会員(組合員)資格	個人(個人組合員) 法人等(特定組合員)	個人又は法人	無制限
責任	出資額限度の有限責任	出資額限度の有限責任	出資額限度の有限責任
発起人数	4人以上(個人に限る)	※発起人の概念なし	1人以上
加入	自由	組合員の全員一致で決定	定款の定めによる (株式の譲受・増資割当)
脱退	自由(予告期間後年度末に脱退)	やむを得ない事由のみ可能	株式の譲渡による
最高意思決定機関	総会(通常・臨時総会)	原則、総組合員の全員一致	株主総会
議決権	個人組合員は平等	組合員同士の合意	出資別(1株1票)
役員(法定数)	理事3人・監事1人以上	会社の機関設置の強制はなく(内部組織の柔軟性)、全組合員に業務執行参加義務あり(共同事業性の要件)	取締役1人以上
役員の選任方法	総会		株主総会
所轄庁の関与	認可(原則として県知事)	関与なし(準則) ※公証人による定款認証も必要なし	関与なし(準則) ※公証人役場で定款の認証を得る
定款変更	総会決議後、行政庁の認可が必要	法的・任意事項はLLP契約書に記載 詳細は規約等で規定	株主総会の決議による
配当	従事分量・出資配当	出資比率と異なる損益分配が可能	出資配当
その他	※組合員比率 全従業員の1/3以上が組合員 ※従事比率 全組合員の1/2以上が組合事業に従事 ※会社への組織変更が可能	※LLPは組合契約を登記するもので法人ではない ※内部自治の徹底(損益・権限の分配自由) ※会社への組織変更不可	※株式譲渡制限会社とは、全ての株式の譲渡について、会社の承認を必要とする旨の定めを定款に置いている株式会社を指す
根拠法	中小企業等協同組合法	有限責任事業組合契約法	会社法
法人税	普通法人と同等	構成員課税のため非課税	普通法人

【まとめ】～主なメリット・デメリット～設立時における組織選択の参考のために～

■企業組合、協同組合

行政庁(県)の認可法人であり、中小企業支援制度が整備されている。会員メンバーの発展に資する連携組織として60年近い歴史を持ち、中央会による指導ノウハウの蓄積があり、定款参考例、規約規定類や会計基準等が整備されている。

■LLP

貢献度による配当と構成員課税のメリットを引き出せるリスクの高いプロジェクト型事業等に向く。比較的少人数による知識創造的な事業化に適する。

	事業協同組合	NPO法人
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	NPO法所定の特定非営利活動推進による公益の増進
事業	組合員の事業を支援する共同事業(例:共同購買、共同販売、共同受注、金融事業、教育情報等)	NPO法第2条第1項別表に規定する17の活動(例:福祉の推進、まちづくりの推進、環境保全、経済活動の活性化等)
資本金・出資金	出資1口の金額×組合員の持分	不要。設立当初の財産はなくても設立できる
設立条件	4人以上の事業者の参加 ※原則として中小企業者	10人以上の社員
会員(組合員)資格	定款記載の資格事業を行い、地区内に事業場を有する中小企業者	個人又は法人
責任	出資額限度の有限責任	出資がないので責任を負わない
発起人数	4人以上	1人以上
加入	自由	外部からの社員参加は原則自由
脱退	自由(予告期間後年度末に脱退)	自由(入退会の不当条件は不可)
最高意思決定機関	総会(通常総会・臨時総会)	社員総会
議決権	平等(1人1票)	平等(1人1票)
役員(法定数)	理事3人以上、監事1人以上	理事3人以上、監事1人以上
役員の選任方法	総会(総代会)	定款で定めた機関
所轄庁の関与	認可(原則として県知事) ※地区が広域の場合等は国の機関	認証(原則として県知事) ※事務所が広域の場合、内閣総理大臣
定款変更	総会決議後、行政庁の認可が必要	総会決議後、所轄庁の認証が必要(軽微な変更事項を除く)
配当	利用分量配当、出資配当	できない
その他	※員外利用限度:原則として組合員の利用分量の20/100まで ※1人の出資限度25/100	※情報公開:所轄庁を通じて事業報告書等を公開 ※債務超過の場合、理事に破産申立義務あり
根拠法	中小企業等協同組合法	特定非営利活動促進法
法人税	基本税率22%	人格のない社団等と同様の扱い

■任意組合

出資者全員が無限責任であるため、個人が行うリスクの高い新規事業等には不適である。

■LLC

法人格があり、契約行為が多い場合及び許認可の取得が必要な場合に適する。人的組織であるが会社間の組織変更が可能のため、公開又はM&Aを念頭におく場合にはメリットがある。なお、会社更生法の適用がない(担保権を自由に行使できる)。

■NPO

非営利であり、構成員に利益分配ができない。市民が行う社会貢献事業に適している。10人以上の賛同者が必要。所轄庁に事業報告書の提出が必要。